

行政常任委員会

令和 4 年 9 月 22 日（木）

午前 9 時 57 分開 会

○村田委員長 おはようございます。

ただいまより行政常任委員会を開会いたします。

昨日に引き続き決算審査を行いたいと思いますが、本日は、令和 3 年度の尾鷲市病院事業会計の決算、これに基づいて病院から説明をお願いしたいと思います。

それでは、お願いいたします。

○佐野総合病院事務長 おはようございます。

尾鷲総合……。

○村田委員長 あっ、ちょっと待ってください。

なお、本日の会議には三鬼和昭委員が検査入院のため欠席をしております。また、内山左和子委員が体調不良のため欠席をしております。

すみません、どうぞ。

○佐野総合病院事務長 それでは、尾鷲総合病院です。よろしくをお願いいたします。

議案第 54 号、令和 3 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定につきまして御説明いたします。通知いたします。

決算書の 1、2 ページを御覧ください。

病院事業会計決算報告書です。

（1）収益的収入及び支出の収入であります。第 1 款病院事業収益におきましては、予算額合計 49 億 9,713 万 8,000 円に対しまして決算額が 51 億 1,431 万 4,676 円で、予算額に比べ 1 億 1,717 万 6,676 円の増です。

内訳は、第 1 項医業収益が、予算額合計 31 億 2,771 万 8,000 円に対しまして決算額は 31 億 9,783 万 6,148 円で、予算額に比べ 7,011 万 8,148 円の増。

第 2 項医業外収益は、予算額合計 18 億 6,932 万円に対して決算額が 19 億 1,570 万 4,968 円で、予算額に比べ 4,638 万 4,968 円の増。

第 3 項特別利益は、予算額合計 10 万円に対して決算額が 77 万 3,560 円で、予算額に比べ 67 万 3,560 円の増であります。

次に、支出です。

第1款病院事業費用におきましては、予算額合計40億9,588万2,000円に対して決算額が40億2,499万6,533円で、不用額は7,088万5,467円です。

内訳は、第1項医業費用が、予算額合計39億1,801万6,000円に対して決算額は38億5,034万3,717円で、不用額は6,767万2,283円です。

第2項医業外費用は、予算額合計1億7,736万6,000円に対して決算額は1億7,461万1,816円で、不用額が275万4,184円です。

第3項特別損失は、予算額合計50万に対して決算額は4万1,000円、不用額が45万9,000円です。

次に、3ページ、4ページのほうを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出の、まず収入です。

第1款資本的収入におきましては、予算額合計9億4,861万2,000円に対して決算額が9億4,861万円で、予算額に比べ2,000円の減。

内訳といたしまして、第1項企業債、第2項負担金、第3項補助金それぞれ予算額合計7億3,010万円、2億1,650万8,000円、200万2,000円に対しまして、決算額はいずれも同額であります。

第4項投資返還金、第5項寄附金の各予算額合計1,000円に対しましていずれも決算額は0円で、予算額に比べ1,000円の減です。

次に、支出。

第1款資本的支出におきましては、予算額合計11億63万2,000円に対しまして決算額は10億8,785万2,912円で、不用額は1,277万9,088円です。

内訳としまして、第1項建設改良費は、予算額合計7億4,131万4,000円に対して決算額は7億3,603万5,004円で、不用額は527万8,996円です。

第2項企業債償還金は、予算額合計3億4,911万8,000円に対して決算額は3億4,911万7,908円で、不用額は92円。

第3項投資は、予算額合計1,020万に対して決算額は270万円で、不用額は750万円です。

なお、資本的収入が資本的支出額に不足する額1億3,924万2,912円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額217万2,096円及び当年度

分損益勘定留保資金 1 億 3,707 万 816 円で補填いたしました。

次に、5 ページ、6 ページのほうを御覧ください。

損益計算書でございます。

1、医業収益、これの内訳は、(1) 入院収益、(2) 外来収益、(3) 健診収益、(4) その他医業収益で、医業収益合計は 31 億 8,998 万 8,652 円です。

続いて、2、医業費用、こちらの内訳は、(1) 給与費、(2) 材料費、(3) 経費、(4) 減価償却費、(5) 資産減耗費、(6) 研究研修費で、医業費用合計は 37 億 8,772 万 3,995 円です。

医業収益から医業費用を差し引いた医業損失は 5 億 9,773 万 5,343 円です。

3、医業外収益、この内訳は、(1) 負担金、(2) 補助金、(3) 患者外給食収益、(4) 長期前受金戻入、(5) その他医業外収益で、医業外収益合計は 19 億 1,308 万 782 円です。

4、医業外費用の内訳ですが、(1) 支払利息及び企業債取扱諸費、(2) 患者外寝具賃借料、(3) 雑損失、(4) 雑支出で、医業外費用の合計は 2 億 3,045 万 484 円であります。

医業外収益から医業外費用を差し引いた収支は 16 億 8,263 万 298 円となり、医業損失を差し引いた経常利益は 10 億 8,489 万 4,955 円であります。

次に、6 ページの 5、特別利益でございます。

(1) 過年度損益修正益で 77 万 3,560 円であります。

6、特別損失ですが、(1) 過年度損益修正損が 4 万 1,000 円で、特別利益から特別損失を差し引いた収支は 73 万 2,560 円です。

経常利益に特別利益と特別損失を加味した当年度純利益は 10 億 8,562 万 7,515 円で、これに前年度繰越欠損金 23 億 4,884 万 8,741 円を加えた当年度未処理欠損金は 12 億 6,322 万 1,226 円となり、この額を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、7、8 ページのほうを御覧ください。

剰余金計算書について御説明いたします。

資本金は、前年度末残高と同額の 2 億 85 万 6,095 円。

次に、資本剰余金の受贈財産評価額、寄附金及び国県補助金は、前年度末残高と同額のそれぞれ 3,130 万 9,412 円、1,827 万 6,650 円、1 億 6,696 万 3,762 円であります。その他資本剰余金は、非償却資産分に係る一般会計からの元金償還繰入金 1,173 万 3,000 円により、当年度末残高は 26 億 2,

103万421円であります。

これらを合計した資本剰余金の当年度末残高は28億3,758万245円です。

次に、利益剰余金は、当年度純利益10億8,562万7,515円により、当年度末残高はマイナス12億6,322万1,226円となっております。

次に、7ページ、下段のほうにございます欠損金処理計算書につきましてはいずれも当年度処分額はありませので、それぞれの処分後残高は、資本金、資本剰余金、未処理欠損金と御覧のとおりいずれも当年度末残高と同額でございます。

次に、9ページから11ページまでの貸借対照表について御説明します。

まず、9ページの資産の部です。

1、固定資産の(1)有形固定資産は、イ、土地、ロ、建物、ハ、構築物、ニ、器械備品、ホ、車両、ヘ、その他有形固定資産のそれぞれの資産額の合計91億5,620万9,071円から、減価償却累計額の合計58億9,228万804円を差し引いた有形固定資産の合計は32億6,392万8,267円であります。

(2)無形固定資産は、御覧のとおり327万9,200円。

(3)投資その他の資産は、イの学資貸与金が540万、ロ、その他投資が5万2,660円で合計545万2,660円で、これら固定資産合計は32億7,266万127円であります。

次に、2の流動資産、(1)現金預金が9億5,393万397円、(2)の未収金が、8億5,853万2,037円から貸倒引当金554万4,577円を差し引いた8億5,298万7,460円、(3)の貯蔵品は3,826万8,588円で、流動資産の合計が18億4,518万6,445円であります。

固定資産、流動資産を合わせた資産の合計が51億1,784万6,572円です。

続いて、10ページのほうを御覧ください。

負債の部です。

3、固定負債の(1)企業債は、イの建設改良費等の財源に充てるための企業債が18億6,236万2,419円、ロのその他の企業債が3,645万5,000円で、企業債合計は18億9,881万7,419円で、令和5年度以降に償還予定の企業債元金であります。

(2)引当金、イ、退職給付引当金は5億3,958万2,336円で、固定負債合計は24億3,839万9,755円です。

4、流動負債の(1)一時借入金ですが、令和3年度に全額返済をいたしましたことにより借入れはございません。

(2) 企業債、イ、建設改良費等の財源に充てるための企業債3億7,786万3,111円、ロ、その他の企業債563万2,000円は令和4年度に償還予定の企業債元金です。

(3) 未払い金は1億6,455万1,227円で、(4) 引当金は、イの賞与引当金が1億649万5,220円及びロ、法定福利費引当金が2,089万1,210円で、引当金合計は1億2,738万6,430円です。

(5) その他流動負債は1,501万5,859円で、流動負債合計は6億9,044万8,627円です。

5、繰延収益は、(1) 長期前受金が36億7,631万7,492円、長期前受金から収益化累計額の34億6,253万4,416円を差し引いた2億1,378万3,076円です。

固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債の合計が33億4,263万1,458円です。

続いて、11ページのほうを御覧ください。

資本の部です。

6の資本金が2億85万6,095円。

7、剰余金の(1) 資本剰余金が、イ、受贈財産評価額3,130万9,412円、ロ、寄附金1,827万6,650円、ハの国県補助金1億6,696万3,762円、ニ、その他資本剰余金26億2,103万421円、これらを合計した28億3,758万245円であります。

(2) 欠損金は、イ、当年度未処理欠損金と同額の12億6,322万1,226円となり、これを資本剰余金から差し引いた15億7,435万9,019円が剰余金合計です。

資本金と剰余金を合わせた資本合計は17億7,521万5,114円。負債と合わせた負債資本合計は51億1,784万6,572円で、先ほど資産の部で説明した資産の合計額と同額であります。

次に、12ページのほうを御覧ください。

こちら、今回の決算及び財務諸表作成に当たっての会計処理の基準及び手続を記載しております。

主なものを説明します。

まず、1ですが、重要な会計方針に係る事項に関する注記、この中で、まず、1、資産の評価基準及び評価方法としましては、貯蔵品は先入れ先出し法による原価法

を適用。

2、固定資産の減価償却の方法としましては、有形固定資産は定額法を適用しております。

4ですが、引当金の計上方法、まず（1）の退職給付引当金、こちらは、職員の退職手当の支給に備えるために、毎年度、年度末における退職手当の要支給額に相当する額を計上するものです。

なお、当事業においては平成25年度末までの引き当てがないことから、地方公営企業法施行規則に基づきまして、平成26年度初日の要支給額を平成26年度から15年間で分割して計上しております。

平成26年度初日の要支給額が11億1,209万1,171円であることから、平成26年度から令和9年度までは1年当たり7,413万9,412円を引き当て、令和10年度は7,413万9,403円を引き当てするとしております。

（2）賞与引当金及び法定福利費引当金は、職員の期末・勤勉手当の支給及び法定福利費の支払いに備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上しております。

次に、13ページを御覧ください。

（3）の貸倒引当金です。債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収の不能見込額を計上しております。

5、その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項として、消費税及び地方消費税の会計処理については、予算は税込処理、財務諸表は税抜処理としております。

大きい2の貸借対照表に関する注記ですが、まず、1、企業債の償還に係る他会計の負担は、貸借対照表に計上されている企業債のうち、他会計が負担すると見込まれる額は12億8,524万6,000円であります。

2、引当金の取崩しは、（1）の退職給付引当金、（2）賞与引当金、（3）法定福利費引当金、（4）貸倒引当金、これらを記載のとおりそれぞれ取り崩しております。

以上が令和3年度尾鷲市病院事業会計の決算説明であります。

次に、決算附属書類について御説明します。

まず、14ページですが、こちらは総括事項を記載しております。

15ページは、今回から付記することとなった経営指標に関する事項と、従前から記載しております議会議決事項及び行政官庁の認可事項を記載しております。

経営指標に関する事項では、経営の概況とともに経営収支比率、修正医業収支比率、病床利用率、これを令和3年度を含め5年間の各指標の推移を記載しております。

16ページです。こちらが職員に関する事項で、まず最初が職種別職員の増減表、17ページから18ページにかけては部門別職員構成表でございます。総職員数は285名です。

続いて、19ページを見ていただきますと、こちらが業務量でございます、(1)稼働状況につきましては、入院延べ患者数が前年度に比べ4,754人減の4万7,333人、外来延べ患者数が前年度に比べ582人増の8万5,686人です。また、病床利用率は、一般病床で47.8%、療養病床で61.6%で合計が50.9%で、前年度に比べ5.1ポイント減少しております。前年度から引き続きコロナ禍の影響が出ているものと考えております。

20、21ページのほう、こちらが科別の患者取扱状況を記載しております。

続いて、22ページを御覧ください。

こちら、事業収入に関する事項です。

事業収入の合計は51億384万2,994円で、前年度に比べ6億3,180万1,355円の増です。

この増の主な理由としましては、医療収益が1億405万9,591円の減となっておりますけれども、医業外収益の補助金で、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金等の国県補助金の交付により6億9,533万4,773円の増となったことによるものでございます。

続いて、23ページです。

事業費に関する事項です。

事業費の合計は40億1,821万5,479円で、前年度に比べ6,444万6,071円の増です。

この増の主な理由としては、前年度に比べ給与費で1,893万3,175円、経費のほうで1,883万1,061円、資産減耗費が3,631万7,910円、雑支出が4,518万121円の増となったことなどによるものです。

続いて、24ページです。

科別診療報酬調定に関する事項で、科別の診療報酬は記載のとおりでございます。

25、26ページを御覧ください。

1の重要契約の要旨についてですが、(1)の医療器械等の購入、こちらですと

電子カルテシステム、リニアック装置等大型の事業、購入、更新などが主なものでございます。

(2) 委託契約等は、清掃・洗濯業務、警備業務、給食業務、医療事務業務、電子カルテ保守委託などが主なものであります。

27ページのほうを御覧ください。

企業債及び一時借入金の概況のほうですが、(1) 企業債は、前年度末残高19億133万438円、本年度借入高が7億3,010万円、本年度償還高3億4,911万7,908円、本年度末残高が22億8,231万2,530円で、前年度に比べ3億8,098万2,092円の増であります。

(2) の一時借入金は、先ほど申しました全額返済したことにより、本年度末残高はございません。

次に、3、現金・預金保管に関する事項です。

百五銀行尾鷲支店のほうに、普通預金9億5,078万397円と、もう一つ普通預金で300万円、病院総務課のほうに時間外等の釣銭用の現金で15万円、合計9億5,393万397円でございます。この金額は、9ページ、貸借対照表の流動資産の(1) 現金預金額と一致しております。

続いて、28ページです。

こちらが未収金明細書で、医業未収金が5億1,973万3,874円、医業外の未収金が3億3,682万2,163円、その他の未収金が197万6,000円で、合計8億5,853万2,037円です。

下段のほう、5の貯蔵品明細書ですが、薬品、診療材料を合わせまして合計3,826万8,588円で、前年度に比べて21万1,644円の減となっております。29ページです。

未払金の明細書でございますが、内訳は、医業未払金、それと医業外の未払金、その他未払金が御覧のとおりで、合計が1億6,455万1,227円です。

7、その他につきましては、一般会計負担金等の充当先のほうを書いております。30、31ページ、こちらがキャッシュ・フロー計算書です。

まず、1の業務活動によるキャッシュ・フローが11億1,963万7,710円、2の投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス4億3,990万6,324円、3の財務活動によるキャッシュ・フローが2億4,098万2,092円。本年度は、前年度と比較して9億2,071万3,478円の増であります。

資金の期末残高、こちらが9億5,393万397円で、貸借対照表、流動資産

の現金預金と一致しております。

その後、32ページから36ページが収益費用の明細書、37ページから38ページが資本的収支の明細書となっております。

39ページですが、有形固定資産の明細書、無形固定資産明細書、投資その他の資産の明細書であります。

最後の40ページですが、企業債明細書となっております。令和4年度に発行したものは表の下から4段、下段から4件あります。

決算書の説明は以上であります。

続いて、病院総務課長のほうから、資料の説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○高濱総合病院総務課長　それでは、資料の説明をさせていただきます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

こちらは、令和3年度の入院の診療科別の診療報酬でございます。

まず、内科におきましては、令和3年度と令和2年度と比べ2,912人の増加で、約1億3,000万円の増加であります。コロナ禍であっても患者が戻りつつあると考えておりますが、令和元年度と比較すると、コロナ前よりも数値は令和3年度であっても下がってはおります。

外科の減につきましては、令和2年度から3年度にかけて常勤医が3名から2名に減少した影響と考えております。

整形外科につきましては、コロナの影響を受けた結果の患者減と考えております。

その結果で、下段の表のとおり、一般病床において延べ3,903人の減で、診療報酬が約8,850万の減、地域包括ケア病棟で延べ851人、約1,800万の減となり、併せて入院収益は令和2年度と比較すると約1億650万円の減となりました。

2ページを御覧ください。

こちらは、外来の診療科別の診療報酬の前年度比較になります。

診療科ごとに多少の増減はありますが、令和2年度とほぼ同様の状況であります。

3ページをお願いします。

こちらは、医療機械と施設・設備の修繕の前年度の比較表でございます。

上段の医療機械の修繕は、膀胱ビデオスコープの修繕をはじめ、50万未満の修繕が231件分で659万6,805円、合計が722万7,975円で、前年度より約1,360万の減となっております。

下段の施設・設備の関係修繕費は、吸音式冷温水発生機冷却水系チューブ及びキヤンドポンプの交換修繕で、1,220万円や空冷チラーの圧縮機交換修繕342万などで、あと、50万未満の修繕が119件の修繕で570万9,551円と合わせて2,854万6,651円で、昨年度より約1,000万円の増額となっております。

4ページをお願いします。

こちらは、賃借の内訳となります。

駐車場、その他の減につきましては、2件を解約したためであります。寝具患者衣布団等の中で、患者衣や白衣の増額は契約単価が増額したためであります。

医師住宅の減は、1件解約したものでございます。

在宅酸素と医療機器の賃借の増減につきましては、必要とする患者数の増減によるものでございます。

その他賃借のほうで、一番下のホテル借上料、こちらは、新型コロナウイルス感染症の陽性患者に対応する職員が自宅に帰ることができない場合、職員用に借り上げたものでございます。

続きまして、5ページをお願いします。

こちらは、委託料の内訳でございます。金額の大きい主なものを説明させていただきます。

医療事務委託の減額は、健診センターと地域連携係の一部の委託を廃止しまして、約1,250万円の減額をさせていただきました。

院内業務委託の一般・産廃処理業務は、コロナによる感染性廃棄物の増加によるもので、診療材料・医薬品等一括調達業務委託は、物品管理における診療材料や薬品を業者に価格交渉してもらって、また、その際の発注システムもこれと同時に導入いたしましたので、院内の在庫管理を適正に保っております。

医療機器の保守委託につきまして、昨年度ゼロ円の項目につきましては、昨年まで修繕費のほうに契約していたものが多いんですが、点検等に関する保守は委託料に計上したためでございます。

次ページのコンピューター保守のほうをお願いします。

こちらにつきまして、真ん中辺りの医薬品情報システム保守が33万と下から三つ目のDPCデータ作成システム保守は、3年度0円として計上しておりますが、新電子カルテシステムにこの項目がありましたので、その保守の中で賄ったものがあります。さらに、支援システムに移行したことによって、電子カルテシステムの

保守自体も約350万円の減額となっております。

その他委託で、3行目のICT活用地域医療連携支援事業は2年度のみのものであります。

下から2行目の特殊建築物定期調査報告業務委託は、2年に1度の検査であるため、3年度実績でございます。

未収金回収業務は、法律事務所に債権回収の交渉の委託をして、回収の結果に伴う委託料となっております。

7ページ、お願いします。

こちらは、決算書9ページの貸借対照表の流動資産の貯蔵品の内訳となります。薬品の在庫が薬品倉庫、検査室倉庫、検査室、病棟ほかで合計が1,367万6,649円で、診療材料がSPD倉庫、病棟ほかで2,459万1,939円となっております。

8ページ、お願いします。

こちらは、新型コロナウイルス感染症関係の補助金でございます。

①新型コロナウイルス感染症対策事業補助金につきましては、南委員さんからの一般質問でもお答えしましたが、当院は重点医療機関に指定されているため、その単価7万1,000円に対し、確保病床と休止病床による延べ1万8,714床が対象となり、13億2,869万4,000円の補助を受けることができました。

もし令和2年度同様にその他の医療機関であれば5億6,142万ほど少なく算定され、1月からも同様な運用をしていればベッド数の減額の対象となり1億2,141万ほど減額となるところを、ハイケアユニットの指定を受けることにより、増額を図ったことに伴って約13億円の補助を受けることができました。

②新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急医療機関体制確保事業補助金でございます。救急で発熱患者の対応をするために、感染防止策や診療体制を確保するための補助金で100万円となります。

9ページ、お願いします。

こちらは、尾鷲市債権の管理に関する条例に基づいて債権放棄したものを報告するものでございます。

8人分の35件、114万8,940円を債権放棄するもので、債権放棄者金額を不納欠損と処理したものでございます。死亡によるもので33件の107万118円、破産によるもので2件で7万8,822円であります。

下段の表の令和2年度までの分は、決算書の13ページ、貸倒引当金の取崩し額

として表記しております。

尾鷲総合病院からの説明は以上となります。よろしく御審議のほど、よろしくお願ひします。

○村田委員長 病院に係る説明は以上のとおりでございます。

御質疑ございましたら、御発言願ひしたいと思います。

○中村委員 リニアックの稼働率を教えてくださいませか。

○高濱総合病院総務課長 率ですか、人数でいいですか。率というと……。

○中村委員 率じゃなくて、ごめんなさい、稼働。1日に何人、1か月どれだけというのがもう出ているの、教えてくださいませか。

○高濱総合病院総務課長 すみません、リニアックは3年度実績はありませんので、4年度の方……。

○中村委員 そうか、そうか、ごめん、分かりました。

○村田委員長 他にございませんか。

よろしいですか。

○南委員 資料のほうでリニアックの保守点検の、今の高濱課長のほうから300万円が減額されたという説明もあったんですけども、決算書の何ページやったかな、保守のあれを書いておったやつは。保守点検、どこやったかな。

(「5ページやない。委託のほうですね」と呼ぶ者あり)

○南委員 そうそう、委託のあれで今見たんやけど。

電子カルテの保守の委託で、富士通は500万ぐらいやったかな。もう一方、2本に分かれておるもんで、その説明だけしてもらえんかいね。何で2本に点検が分かれておるか。

どこやったかな、あれ、あったのは。

(「6ページ」と呼ぶ者あり)

○南委員 6ページ、資料の。

○松井総合病院総務課主幹兼係長 電子カルテのほうで7月から稼働しましたので、4月から6月までは富士通、7月からは今のシステムということになります。

○南委員 そうすると、その4月から7月までは試運転の段階やもんで、富士通さんが張りつけで面倒見てくださった費用なんだということで理解してよろしい。

○松井総合病院総務課主幹兼係長 4月から6月までは富士通のシステムを使っておりましたので、そちらのほうの保守料は払っております。7月からは新システムになりましたので、7月から新システムのほうの別の会社に保守料を払うという

ことになっております。

○南委員 レンタルが富士通に替わったということで、スムーズに移行されたということで安心しておるんですけれども、本来、富士通さんは本来はこの委託業務も受注してもええんじゃないんですか、システムのほうはどうなっておるんですか、保守点検やで。

○高濱総合病院総務課長 保守点検ですので、導入した業者さんにそのまま保守を委託しております。ですので、今の電子カルテシステムがもう富士通ではないということです。

○南委員 えっ、もう一回。

○高濱総合病院総務課長 導入した電子カルテのメーカーの商品の業者さんに保守を依頼していますので、今の電子カルテシステムはもう富士通ではないということで、別のメーカーの商品でございます。

○佐野総合病院事務長 すみません、導入が、7月から新しいシステムが動く。それがソフトウェアという会社なんですけど、それまでは従前の、4月、5月、6月については富士通の機械をそのまままだ使っておりますので、病院の中で。その3か月は富士通が自分のところの機械を、委託というか、保守をする。7月は新システムが稼働しますので、それを導入した新たな会社が、ということでございます。

○南委員 はい、分かりました。

○村田委員長 よろしいか。

他にございませんか。

○中村委員 令和4年度の1月から3月まではこの決算ですよ。その1月から3月の間に、救急の受入れというのがほとんどされていなかったと思うんですけれども、それは外科の医師が1人やったという理由ですか。

○高濱総合病院総務課長 令和3年度に関しましては、令和4年の1月から3月までも救急の受入れは止めておりません。

○中村委員 何かすごくよそに回されていたという話を聞いたんですけど、そういうことはなかったということですか。

○高濱総合病院総務課長 院内の救急具合や症状等で受け入れられないという状況はありましたけど、救急を止めているわけではありません。

○中村委員 救急業務を止まっていたとは言っていないんですけれども、ほかに回されたという苦情や相談がたくさんあったので、それは医者数が少なかったからですか。

○高濱総合病院総務課長　その頃は医師数は今よりも多くありましたので、医師数によって断ったということはありません。ただ、先ほど言ったように、患者の症状等でほかへ行ってくださいということは常々ありますので、その影響だと思いません。

○中村委員　ありがとうございます。

○村田委員長　よろしいですか。

○小川議長　資料の9ページのところで、債権放棄についてのところでこの債権放棄は、市の債権管理条例に基づいたものなんでしょうか。

○高濱総合病院総務課長　そうでございます。

○小川議長　管理条例で市長の専決ということが決まったと思うんですけども、これ、市債権ですから、時効2年ですよ。なのに、令和2年と3年まで落としているというのはどういう理由かなと思ひまして、それだけ。

○松井総合病院総務課主幹兼係長　令和2年と3年の分に関しましては、破産…
…。

(発言する者あり)

○松井総合病院総務課主幹兼係長　時効のことですよ。

(「2年と3年を何で落としたか」と呼ぶ者あり)

○松井総合病院総務課主幹兼係長　お亡くなりになられて、もう回収が不能となったことにより債権放棄のほうをさせていただきました。

○小川議長　この方、皆さん死亡とかって書いてありますけれども、相続人とかいなかったわけですか、皆さん。

○松井総合病院総務課主幹兼係長　生活保護等の関係もありまして、相続人のほうがいなかったということで、今回、債権放棄させていただきました。

○村田委員長　よかったですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　ないようでありますので、これで病院の審査を終わります。

10分間休憩します。

(休憩　午前10時40分)

(再開　午前10時49分)

○村田委員長　それでは、審査を続けます。

次に、水道部から説明を受けたいと思います。

○神保水道部長 議案第55号、令和3年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について説明させていただきます。

初めに、令和3年度決算の業務実績の概要について説明させていただきます。

損益計算上の給水収益は4億3,894万6,228円で、前年度と比較しますと2,974万1,056円の増額で、前年比約7.3%の増となりました。

その内訳は、上水道収益では2,282万9,451円の増額、前年比約6.5%の増、簡易水道収益では691万1,605円の増額で、前年比約12.1%の増となりました。これは、令和2年度に官公署等を除く契約者に3か月間の基本料金の減免を実施したことで、給水収益比が増加したものでございます。

それでは、令和3年度尾鷲市水道事業会計決算書から説明させていただきます。なお、さきの本会議の提案説明におきまして決算書の説明をいたしましたので、重複する部分は概略を説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。

収益的収入及び支出については、収入の第1款水道事業収益の決算額は5億1,921万7,686円で、予算額より1,151万5,686円の増となりました。

次に、支出の第1款水道事業費用の決算額は4億8,643万1,496円で、989万8,504円の不用分が生じております。

続きまして、3ページの資本的収入及び支出についてでございますが、収入の第1款資本的収入の決算額は7,291万8,200円で、予算額より34万1,200円の増となりました。

次に、支出の第1款資本的支出の決算額は3億2,466万8,576円で、不用額が188万6,424円となっております。

また、資本的収支において、収入額が支出額に対して不足する額2億5,175万376円は、下段に記述してありますように、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金で補填いたしました。

次に、5ページの損益計算書を御覧ください。

科目別の詳細につきましては後ほど説明させていただきます。

1、営業収益4億4,138万5,133円から営業費用4億899万8,732円を差し引いた3,238万6,401円が営業利益で、これに営業外収益3,386万3,536円を加え、営業外費用4,098万5,722円を減額しますと、本年度は2,526万4,215円の経常利益となりました。

この経常利益から特別損失11万5,816円を差し引いた当年度純利益は2,514万8,399円となり、この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金3億37万2,338円を加え、減債積立金の使用に伴い発生するその他未処分利益剰余金変動額5,033万8,912円を合わせた額、3億7,585万9,649円が当年度未処分利益剰余金となります。

次に、6ページの剰余金計算書を御覧ください。

資本金は、前年度末残高に前年度処分量4,502万4,852円を加え、当年度末残高は20億3,407万9,547円となっております。

資本剰余金の部では、工事負担金からその他資本剰余金までの資本剰余金合計は前年度末残高と同額で4,682万388円となります。

利益剰余金の部では、減債積立金は、前年度積立額7,000万円を加えたものから今年度の補填財源として4,502万4,852円を使用したため、当年度末残高は1億4,519万6,415円となり、建設改良積立金は前年度末残高と同額で7,643万5,956円となります。

未処分利益剰余金の当年度末残高は、先ほどの損益計算書で説明いたしました当年度未処分利益剰余金3億7,585万9,649円で、利益剰余金合計は5億9,749万2,020円となります。

次に、7ページの尾鷲市水道事業会計剰余金処分計算書(案)につきましては、利益の処分について本議案において一括して御審議をお願いするものであり、当年度未処分利益剰余金3億7,585万9,649円のうち、減債積立金として7,000万円を積み立て、減債積立金の取崩しに伴い発生したその他未処分利益剰余金変動額と同額分5,033万8,912円を資本金へ組み入れ、残額の2億5,552万737円を翌年度へ繰越ししようとするものでございます。

次に、貸借対照表に移ります。

8ページから10ページを御覧ください。

まず、資産の部であります。1の固定資産は、有形固定資産から投資その他資産までの合計で48億2,511万7,248円であります。

2の流動資産は、現金預金からその他流動資産までの合計で6億9,083万8,221円で、資産合計は55億1,595万5,469円となります。

9ページの負債の部ですが、3の固定負債は、企業債と引当金の合計で22億2,461万5,895円となります。

次に、4の流動負債は、企業債からその他流動負債までの合計2億7,974万

5,388円で、次の5の繰延収益3億3,320万2,231円を合わせた負債合計は28億3,756万3,514円となります。

10ページの資本の部では、6、資本金は20億3,407万9,547円、剰余金は資本剰余金と利益剰余金の合計で5億9,749万2,020円となり、資本合計は26億7,839万1,955円となります。

負債資本の合計は55億1,595万5,469円となり、8ページの資産合計の額と一致しております。

次の11ページ、12ページは会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。そのうち12ページのⅡ貸借対照表等に関する注記、(3)貸倒引当金11万4,011円は、尾鷲市債権の管理に関する条例12条第1項第7号により令和4年3月31日に債権放棄し、尾鷲市水道事業会計規程第24条により不納欠損したものでございます。

続きまして、13ページから、決算附属書類、令和3年度尾鷲市水道事業報告書については、19ページ以降の令和3年度尾鷲市水道事業会計収益費用明細書で一部御説明申し上げます。その他の内容につきましては後ほど御参照ください。

次に、18ページの令和3年度尾鷲市水道事業会計キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。

1、業務活動によるキャッシュ・フローは、当年度純利益から非現金支出項目と流動資産、流動負債の増減を調整して通常の業務活動の実施に係る資金の状態を間接法で表示しており、業務活動により資金が2億692万4,372円増えたことを表しております。

2は、固定資産の取得など将来に向けた運営基盤確立のため投資活動に係る資金の状態を示す投資活動によるキャッシュ・フローであり、固定資産の取得による支出、一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入及び工事負担金の受入による収入の項目を表示し、投資活動に資金を8,137万1,289円使ったことを示しております。

3、財務活動によるキャッシュ・フローは、企業債の借入償還などの資金調達による資金の増減を表しており、資金が1億7,499万3,405円減ったことを示しております。

4、資金増加額は、1から3までの合計で資金が4,944万322円減ったことを示しております。

5、資金期首残高は、期首の現金預金の残高であり、令和3年度決算の現金預金

額 7 億 2,785 万 6,391 円となっており、これから資金減少額を差し引いた資金期末残高 6 億 7,841 万 6,069 円は、8 ページの令和 3 年度尾鷲市水道事業会計貸借対照表、現金預金の額と一致しております。

19 ページを御覧ください。

水道事業収益、営業収益のうち給水収益 4 億 3,894 万 6,228 円は上水道、簡易水道料金で、前年度と比較しますと 2,974 万 1,056 円の増収となり、約 7.3% の増となりました。この要因の大半は、令和 2 年度に官公署等を除く契約者に 3 か月間の基本料金の減免を実施したことの影響でございます。

○村田委員長 部長、大変いい声なんですけど、もうちょっとゆっくりおっしゃってくれますか。

○神保水道部長 受託工事収益はございませんでした。

他会計負担金は、公園、墓地等用水の一般会計負担金でございます。

その他営業収益は、手数料と材料売却収益等で、給水工事申請時の設計審査及び工事検査料等と直結止水栓、メーターボックスの材料売却の収益でございます。

営業外収益では、預金利息が 5 万 1,495 円、他会計補助金は、簡易水道事業の企業債支払利息に対する一般会計からの補助金でございます。

次の長期前受金戻入は、固定資産の取得または改良に充てるための補助金等を長期前受金として負債に計上した上で、その補助金等が充てられた資産の減価償却及び除却に合わせて収益化していくもので、1,706 万 278 円となっております。

次の資本費繰入収益については、長期前受金戻入同様、固定資産の取得または改良に充てるために起こした簡易水道事業の企業債元金償還に対する一般会計からの補助金でございます。

次ページのその他雑収益は、紀勢国道事務所熊野尾鷲道路出張所及び矢浜保育園へ貸付けしている用地賃貸料等でございます。

続きまして、支出でございますが、21 ページの水道事業費用、営業費用のうち原水及び浄水費でございますが、給料から雑費までの計 7,068 万 4,654 円は、2 名分の人件費のほか、主なものは、委託料として電気工作物の保安管理業務、各配水池施設の設備保守点検業務、水質検査業務委託料を支出いたしました。

手数料は、簡易水道の毎日水質検査が主なものでございます。

修繕費につきましては各施設の維持修繕に係る支出で、動力費については上水道及び簡易水道浄水場施設の電気料でございます。

続きまして、22 ページ、配水及び給水費ですが、給料から雑費までの計 5,2

33万8,501円は、3名分の人件費のほか、主なものといたしましては、委託料、浄水区域管路診断業務と水道施設管理システム、保守点検情報更新業務委託等で、修繕費につきましては配水管の漏水等修繕費でございます。

動力費は、上水道及び簡易水道配水施設の電気料でございます。

材料費は、公道ボックスなどで修繕に伴う材料費でございます。

受託工事費については支出はございませんでした。

次に、23ページ、業務費につきましては、備用品費から雑費までの計4,036万2,261円のうち、主なものとしては委託料として窓口及び検針収納業務委託料等でございます。

手数料は、水道料金に係る口座振替手数料等でございます。

次に、修繕費でございますが、これは計量法に基づく量水器の交換修繕料等でございます。

続きまして、総係費につきましては、給料から雑費までの3,432万2,317円のうち、4名分の人件費のほか、主なものを御説明いたします。

委託料は庁舎警備などの業務委託費で、賃借料では会計システム使用料が主なものでございます。

次に、減価償却費として2億794万1,070円、資産減耗費につきましては、固定資産除却費として299万6,111円を支出しており、その他営業費用として材料売却原価35万3,818円を支出しております。

次の営業外費用の支払利息4,098万5,722円は、備考欄のと通りの企業債利息の支出となっております。

次の特別損失、過年度損益修正損11万5,816円につきましては、漏水等による還付金が主なものでございます。

25ページに移りまして、資本的収入ですが、給水加入金145万円は上水道22件、簡易水道1件の給水設備新設等による加入金収入でございます。

次に、負担金のうち、一般会計負担金は612万3,200円で、消火栓設置5基分の負担金でございます。また、県負担金は、三重県橋梁工事に伴う配水管架設工事に係る三重県からの負担金でございます。

企業債6,520万円は、大曽根地内等の配水管布設替事業に対する上水道企業債と須賀利地内等の配水管布設替事業及び賀田第2加圧ポンプ場等の機械設備取替事業に対する簡易水道企業債の借入金でございます。

続きまして、資本的支出のうち建設改良費では、固定資産購入費として機械装置

費で量水器を購入いたしました。

上水道施設整備費では、工事請負費として大曾根地内配水管布設替工事ほか2件の工事費でございます。また、簡易水道施設整備費では、工事請負費として、九鬼地内配水管改良工事ほか6件の工事費委託料として、賀田第1南浄水場設備取替工事の詳細設計業務委託分でございます。

次の企業債償還金は、企業債元金の償還金でございます。

次ページの26ページから29ページには、有形・無形固定資産明細書、投資明細書及び企業債明細書を、最終の30ページには、上水道、簡易水道別の損益計算書を添付してございます。

決算書の説明につきましては以上でございます。

続きまして、行政常任委員会資料について御説明させていただきます。通知いたしますので御覧ください。

資料の1ページを御覧ください。

未収金明細書は、決算書8ページの貸借対照表の2、流動資産の未収金の水道料金1,116万1,870円の明細であり、内訳は、上水道現年度分921万6,536円、過年度分19万1,762円、簡易水道現年度分119万4,851円、過年度分105万8,721円となっております。

なお、表の一番下、決算額合計は米印にあるように、未収金の合計は1,166万1,870円となっており、決算書の未収金額と50万円の差額がありますが、これは、未収金のうち50万円を回収の見込みが低い実績より勘案した破産更生債権と位置づけ、同額を貸借対照表の1の固定資産の投資その他の資産破産更生債権等の貸倒引当金50万円として計上しております。また、未収金につきましては、決算後971万7,243円の収納があり、7月31日現在の未収金は194万4,627円となっております。

2ページは、令和4年7月31日現在の年度別水道料金未納者数・未納金額表であります。他の年度に比べ令和3年度の未納者数が多いのは、クレジットカードによる収納が2か月後となることや、停水予告通知書等の滞納整理文書を受領後に納付する者が多い傾向にあるためでございます。

3ページを御覧ください。

貯蔵品在庫調書と未払金明細書を添付してございます。

未払金明細書につきましては、決算書9ページ、貸借対照表の負債の部、流動負債のうち未払金2,894万7,968円の明細でございます。

4 ページには目別の職員給与費明細書を添付してございますので、御参照ください。

5 ページを御覧ください。

経営戦略の投資・財政計画に令和3年度決算を反映したものでございます。網かけをしている部分が今回変更となったところでございます。

米印の当年度純利益と繰越利益剰余金の欄を御覧ください。

計画当初と比較して、当年度純利益が令和3年度は5,558万2,000円増額の2,514万8,000円となったことにより、計画最終年度の令和10年度の繰越利益剰余金が3億5,189万円となり、計画当初より1億4,739万5,000円改善となりました。

次に、6 ページを御覧ください。

同じく令和3年度の決算を反映させたものでございます。下から3行目、米印の令和3年度の補填財源不足額がマイナス5億4,715万3,000円となり、計画最終年度の令和10年度の補填財源不足額はマイナス5億6,477万9,000円となりました。

計画当初のマイナス4億2,318万5,000円と比較して、1億4,159万4,000円改善され、運転資金である令和10年度末の補填財源残高は5億6,477万9,000円となる見込みでございます。

以上が令和3年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

○村田委員長 水道事業会計の決算について説明がございました。

御質疑、御意見のある方は御発言願いたいと思います。

○南委員 今の説明で、上水で一般で7.3%の伸び、大口がマイナスの17.6%の下がり、簡易水道も12%ほか、昨年と比べたら伸びて700万近い伸びがあるんですけども、この大きな伸びた要因というのは、簡水の、理由は何なんですか。

○北村水道部係長 これは、令和2年度に、先ほど部長のほうからも説明させていただいたんですけども、基本料金の減免を3か月間行った関係で、給水収益自体は2年度は減少しておったものですから、その分が改善されたと。

令和2年度につきましての減少分については、営業外収益として一般会計からの補助金として受け入れた関係で、収益が増えているというふうに見える形になっております。

以上です。

○南委員 水の使用量が増えたわけじゃないんですか、そうすると。

○北村水道部係長 南委員おっしゃるとおりです。

○村田委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

○濱中副委員長 有収率が上がったあたりの影響はどうですか。

○北村水道部係長 有収率は改善させていただいておるのは、日頃の漏水調査及び漏水修繕を小まめにやっておる関係で、どんどん有収率が改善しておるという状況でございます。今後もそれに努めていきたいと思っております。

以上です。

○濱中副委員長 ということは、まだ収入の面で率アップのあたりとの関係性というのは、目に見えたものにはまだなっていないというふうに理解すればよろしいですか。

○北村水道部係長 そうですね、まだそこまで明確に出ていないということと、あとは、人口減少も当然のごとくございますので、利用者のほうが減っておるところで、有収率の改善イコール収益改善というところまではまだ行っていない状況になっております。

以上です。

○村田委員長 他にございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでありますので、水道部の審査を終わります。

ここで、10分間休憩をいたします。

(休憩 午前11時13分)

(再開 午前11時23分)

○村田委員長 再開いたします。

過日より、議案第45号、46号、47号、48号、49号、50号、58号までの条例関係及び補正予算の審議をいただき、また、議案第51号、52号、53号、54号、55号の決算の審査をいただきました。

ただいまから採決に入りたいと思います。

その前に何か御意見ありますか。ありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　それでは、採決に入ります。

議案第45号、尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について、可決すべきとする者の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○村田委員長　挙手全員。可決をすべきものと決しました。

次に、議案第46号、尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、可決すべきとする者の挙手を求めます。

(挙手全員)

○村田委員長　挙手全員。挙手全員で可決すべきものと決しました。

議案第47号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の議決について、可決すべきとする者の挙手を求めます。

(挙手全員)

○村田委員長　挙手全員。可決すべきものと決しました。

議案第48号、令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の議決について、可決すべきとする者の挙手を求めます。

(挙手全員)

○村田委員長　挙手全員。可決すべきものと決しました。

議案第49号、令和4年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の議決について、可決すべきとする者の挙手を求めます。

(挙手全員)

○村田委員長　挙手全員。可決すべきものと決しました。

議案第50号、令和4年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第1号)の議決について、可決すべきとする者の挙手を願います。

(挙手全員)

○村田委員長　挙手全員。可決すべきものと決しました。

議案第58号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算(第7号)の議決について、可決すべきとする者の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○村田委員長　挙手全員。可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号、令和3年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきとする者の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

○村田委員長 挙手全員。挙手全員でありまして、認定すべきと決しました。

議案第52号、令和3年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきとする者の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

○村田委員長 挙手全員。認定すべきものと決しました。

議案第53号、令和3年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきとする者の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

○村田委員長 挙手全員。認定すべきものと決しました。

議案第54号、令和3年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について、認定すべきとする者の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

○村田委員長 挙手全員。認定すべきものと決しました。

議案第55号、令和3年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、可決及び認定すべきとする者の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○村田委員長 挙手全員。可決及び認定すべきものと決しました。

以上で今委員会に付託となりました議案についての審査が終わりましたけれども、委員長報告で何か特別に入れていただきたいというようなことがありましたら、お声を上げていただきたいと思っておりますけれども、委員長一任でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 じゃ、よろしく願いをいたします。

それから、最後にご覧でございますけれども、26日月曜日でありますけれども管内視察を行いたいと思っております。九鬼町のみんなの森に管内視察を行いますので、できれば上着だけでも防災服を着用願いたいと思っております。10時に出発でございますのでよろしくお願いを申し上げます。

それでは、これで行政常任委員会を閉じます。御苦労さんでございました。

(午前11時28分 閉会)